

認知症高齢者グループホームに係る情報提供の項目

(平成17年12月21日現在)

(1) 事業主体の概要

介護保険事業所番号	4	6	7	0	1	0	2	5	0	0
※グループホーム名	はるかぜ西陵									
※事業主体名(法人名)	医療法人 春風会					※代表者名		中村 望		

(2) ※事業の目的及び運営の方針

認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の援助及び日常生活の中で心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(3) 組織の概要

※所在地	(〒890-0032) 鹿児島市西陵五丁目12番地4号			
※連絡先	電 話	099-282-2497	F A X	099-282-2497
交通の便 (最寄り交通機関等)	南国交通バス・鹿児島交通バス 西陵中学校前バス停 徒歩1分			
開設年月日	平成13年10月10日	※ユニット数 と利用定員	(2) ユニット 利用定員 (18) 人	
※グループホーム の併設施設 (併設施設からのサービスがあればご記入下さい。)				

(4) 建物の概要

※都市計画法上の用途地域	第2種 中高層住居専門地域	
※建物形態	<input checked="" type="checkbox"/> 単独型 <input type="checkbox"/> 併設型	
※建物構造	(鉄骨) 造り (2 階建ての 1・2 階部分)	
※広 さ	敷地面積 (661.17) m ² 延床面積 (620.90) m ² 1室あたりの居室面積 (14.25) m ²	
※二人部屋の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

(5) 利用料等 (入居者の負担額)

※家賃 (月額)	(36,000) 円 ※税込み金額	
※保証金の有無 (入居時一時金)	□有 () 円 ■無	
	有の場合償却の有無	□有 (期間:) 円 □無
※食費	朝食 (300) 円 昼食 (400) 円 夕食 (400) 円 おやつ () 円 (又は1日 () 円 ※税込み金額)	
※その他の費用と徴収方法		
名目	徴収方法	金額 (円)
①理美容代	基本的には、今まで利用していた理美容院を利用できます。また、要望に応じて、出張による理美容サービスも利用できます。個人の小遣いから支払われる。	理美容サービス 実費 月 1,000 円 ～ 2,000 円 程度 ※税込み金額
②おむつ代	ご家族持参でも構いません。その他、必要となった場合、相談に応じます。	実費相当額
③その他	水道光熱費	日常的な生活の中で使用する電気、ガス、水道等の使用料金となります。 1 日 600 円 ※税込み金額
	電気代 (居室)	居室による個人的な電気製品 (4 品目以上) を使用する料金となります。 1 日 100 円 ※税込み金額

(6) 入居者の概要

現在の入居者の状態	入居人数 (18名) [男性 (3名) 女性 (15名)]
	要介護1 (1名) 要介護2 (5名) 要介護3 (6名) 要介護4 (4名) 要介護5 (2名)
	年齢 (平均85.9歳) [最低 (78歳) 最高 (96歳)]
※入居に当たっての条件	対象者は、要介護者であって認知症状態であり、かつ次の各号を満たすものとする。認知症状態の確認は、主治医の診断書にて行う。 ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。 ② 自傷他害のおそれがないこと。 ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。 ④ 表面的に精神症状や行動異常を示している人も、適切な生活環境や職員の対応によって症状は改善され得る人と思われる方。
退居に当たっての条件	入居後、利用者の全身的状态が変化し、入居に当たっての条件に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。

(7) 職員の概要 (複数のユニットがある場合には、各ユニット毎に作成すること。)

ユ ニ ツ ト 名 (一 階)	総数	(8) 名 (内訳)・常勤 (専任 5 名) (兼務 名) 常勤換算 (7.3 名) ・非常勤 (3 名) ・職員の勤務時間を1週間当たり40時間とした場合の常勤換算数 職員の1週間の勤務延時間数(注) () 時間 ÷ 40 時間 = 常勤換算数 (名) (注) 勤務延時間数には、宿直時間数は含まない。
	夜間の体制	■専任 □兼務 (兼務の施設) ■夜勤 (1 名) □宿直 (名)
	※管理者 氏名 (池島 喜代子)	■専任 □兼務 (兼務の施設名) 資格 (介護支援専門員・介護福祉士) 認知症高齢者のケアの経験年数 (10 年 2 か月) 認知症介護に関する研修の受講歴 ・痴呆介護実務者研修 (基礎課程) ■受講済 □未受講 (専門課程) □受講済 ■未受講 ・上記の研修の他に受講した研修名 (痴呆ケア国際シンポジウム) (認知症ケアとその家族への支援)
	計画作成担当者 氏名 (池島 喜代子)	資格 (介護支援専門員・介護福祉士) 認知症高齢者のケアの経験年数 (10 年 2 か月) 認知症介護に関する研修の受講歴 ・痴呆介護実務者研修 (基礎課程) ■受講済 □未受講 (専門課程) □受講済 ■未受講 ・上記の研修の他に受講した研修名 (痴呆ケア国際シンポジウム) (認知症ケアとその家族への支援)
	その他の職員	資格 介護福祉士 (2) 名 看護師 (0 名) その他 (ホームヘルパー2級、社会福祉主事) (5 名) 認知症介護に関する研修の受講歴 ・痴呆介護実務者研修 (基礎課程) 受講済者 (0 名) (専門課程) 受講済者 (0 名) ・上記の研修の他に受講した研修名 (これからの認知症ケアの視点) 受講済者 (7 名) (認知症の人を正しく理解する) 受講済者 (7 名)
	(再掲) ホーム長 (注) 氏名 () 職員の中から、いわゆる「ホーム長」が定められている場合に記入すること	資格 () 認知症高齢者のケアの経験年数 (年 か月) 認知症介護に関する研修の受講歴 ・痴呆介護実務者研修 (基礎課程) □受講済 □未受講 (専門課程) □受講済 □未受講 ・上記の研修の他に受講した研修名 () ()

(注)「ホーム長」とは、グループホームの中で介護従業者に対する指揮命令権を管理者に次いで有する者を定めている場合に、その者を指すこととする。定めていない場合には記入は省略できる。

(7) 職員の概要 (複数のユニットがある場合には、各ユニット毎に作成すること。)

ユ ニ ツ ト 名 (二 階)	総数	(8) 名 (内訳)・常勤 (専任 5 名) (兼務 名) 常勤換算 (7. 2名) ・非常勤 (3 名) ・職員の勤務時間を1週間当たり40時間とした場合の常勤換算数 職員の1週間の勤務延時間数(注)()時間÷40時間=常勤換算数(名) (注)勤務延時間数には、宿直時間数は含まない。
	夜間の体制	■専任 □兼務(兼務の施設) ■夜勤 (1名) □宿直 (名)
	※管理者 氏名 (池島 喜代子)	■専任 □兼務(兼務の施設名) 資格 (介護支援専門員・介護福祉士) 認知症高齢者のケアの経験年数 (10年 2か月) 認知症介護に関する研修の受講歴 ・痴呆介護実務者研修(基礎課程) ■受講済 □未受講 (専門課程) □受講済 ■未受講 ・上記の研修の他に受講した研修名 (痴呆ケア国際シンポジウム) (認知症ケアとその家族への支援)
	計画作成担当者 氏名 (伊藤 喜代美)	資格 (介護支援専門員・看護師) 認知症高齢者のケアの経験年数 (18年 6か月) 認知症介護に関する研修の受講歴 ・痴呆介護実務者研修(基礎課程) □受講済 □未受講 (専門課程) □受講済 □未受講 ・認知症介護実務者研修(実践者) ■受講済 □未受講 ・上記の研修の他に受講した研修名 () ()
	その他の職員	資格 介護福祉士(3)名 准看護師(1名) その他(介護支援専門員、ホームヘルパー2級、社会福祉主事)(6名) 認知症介護に関する研修の受講歴 ・痴呆介護実務者研修(基礎課程) 受講済者(0名) (専門課程) 受講済者(0名) ・上記の研修の他に受講した研修名 (認知症介護の理念作り) 受講済者(7名) (認知症の人を正しく理解する) 受講済者(7名)
(再掲) ホーム長(注) 氏名 () 職員の中から、いわゆる「ホーム長」が定められている場合に記入すること	資格 () 認知症高齢者のケアの経験年数 (年 か月) 認知症介護に関する研修の受講歴 ・痴呆介護実務者研修(基礎課程) □受講済 □未受講 (専門課程) □受講済 □未受講 ・上記の研修の他に受講した研修名 () ()	

(注)「ホーム長」とは、グループホームの中で介護従業者に対する指揮命令権を管理者に次いで有する者を定めている場合に、その者を指すこととする。定めていない場合には記入は省略できる。

(8) その他

※提携医療機関名	◎田上記念病院 利用者希望の診断、急変等に関して全面的に協力する旨の契約をしています。・月一回程の健康診断 ◎西歯科 利用者希望の歯科治療、定期的な口腔チェック、急な歯痛に関して全面的に協力する旨の契約をしています。
市町村との連携状況 (事業を受託している場合の事業名等具体的に記入してください。)	
入居者家族会等の有無	■有 (家族交流会) □無
家族の面会時間の設定の有無	□有 (時～ 時) ■無 (自由)
介護相談員 (注) 等の受入状況	■有 (具体的に記入してください。) 介護相談員訪問の公文書を受けると、家族等へのお知らせとして、ホーム内へ案内文書を掲示し、家族の方々が気軽に来れるような環境作りを行っている。 介護相談員からは、認知症ケアの質向上へつながる“気づき”をさせていただいている。 □無

(注)「介護相談員」とは、「介護相談員派遣等事業実施要綱」(平成12年5月1日老発第473号厚生省老人保健福祉局長通知別添1)に基づき市町村より派遣され、介護サービスの提供の場において、サービスの提供者・利用者等の話を聞き、相談に応じる等の活動を行う者のこと。

(留意事項)

「※」の項目は、介護保険法施行規則第131条第1項第10号に該当する事項であることから、変更があった場合は10日以内に届け出る必要があります。

また、届出事項以外の項目以外も含め、少なくとも1年のうち一定の時期(各年5月1日現在)に情報を更新し、都道府県知事に届け出るものとする。